

肥料取締法施行細則の規定に基づく表示を要する普通肥料及びその表示事項（平成13年岩手県告示第853号）の一部を次のように改正する。

平成26年2月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
普通肥料	表示事項	普通肥料	表示事項
[略]		[略]	
4 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のケ、コ又はサに定める <u>ほ乳動物由来たん白質</u> 、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料	[略]	4 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)の <u>ア、イ又はウ</u> に定める <u>哺乳動物由来たん白質</u> 、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料（ <u>5に掲げるものを除く。</u> ）	[略]
		5 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	<u>この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			